○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市上堂四丁目一一一番三から同市厨川一丁目二七番二八まで	前	一七・八〇～五六・〇〇メートル	一一・五四一キロメートル
	後	一七・八〇～六一・八〇メートル	一一・五四一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	盛岡市上堂四丁目一一一番三から同市厨川一丁目二七番二八まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百四号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市下厨川字穴口七二番一〇から滝沢市巣子一五五二番四まで	前	二三・九〇～八六・八〇メートル	三・九五六キロメートル
	後	二三・九〇～八六・八〇メートル	三・九五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市平下荒川字南作四二番一から同市平山崎字金沢一六番一まで	前	二〇・〇〇～一三七・八三メートル	五・五八〇キロメートル
	後	二〇・〇〇～一三七・八三メートル	五・五八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市平下荒川字南作四二番一から同市平山崎字金沢一六番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号及び百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三〇番一まで	前	一四・六〇～一〇八・〇〇メートル	一・一六六キロメートル
	後	一四・六〇～一一八・三〇メートル	一・一六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号及び百八号	大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三〇番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百九号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
遠野市綾織町新里三〇地割一一番三から花巻市東和町安俵四区八七番三まで	前	七・一五～二三・〇八メートル	三三・四二九キロメートル
	後	七・一五～二三・〇八メートル	三三・四二九キロメートル

(三) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所